

五月山動物園詳細設計業務委託 特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

本仕様書は、池田市が委託する「五月山動物園詳細設計業務委託」の履行に適用するものとする。

第2条 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和6年3月31日までとする。

第3条 業務の目的

本市では、令和3年度策定を行った「池田市グリーンインフラ推進計画」のなかで五月山緑地を緑化重点地区の一部として位置付けており、五月山動物園・緑楓台を含む当該地区の再整備を予定している。五月山緑地は五月山の山麓から中腹にかけて広がる緑地保全を中心に整備された総合公園であり、緑地内には五月山動物園、都市緑化植物園、児童文化センター、ハイキングコース、展望台、体育館、池田城跡といった多岐にわたる施設が整備されており、池田市民にとってはシンボリックな存在として、近隣市町村の住民や府民にとっても憩いの場として親しまれている。

本業務は、五月山緑地をシティプロモーションによる地域づくりの核として位置づけ、地方創生の推進に資する施設として五月山動物園の再整備を行うために、昨年度に実施した「五月山緑地再整備に係る設計及び基本計画策定に係る検討業務委託」のうち「五月山動物園再整備基本計画策定に係る検討」の成果を基に五月山動物園再整備の実施設計を行うものである。五月山動物園の再整備にあたっては、将来的に自立した管理運営が可能となることを念頭に、デジタル技術の活用を含めた先導的な事業となる計画とすること。

第4条 総括責任者

1. 受注者は本業務における総括責任者を定め、監督職員に通知するものとする。

総括責任者は、契約図書に基づき、本業務の全体にわたる技術管理を行うとともに、監督職員と常に密接な連絡をとり、本業務の円滑な進捗を図るものとする。

総括責任者となる者は、直接かつ恒常的な雇用関係が3ヶ月以上ある社員であり、次に掲げる全ての要件を満たすものであること。

- ① 次のいずれかに該当すること。

- a 技術士総合技術管理部門
- b 技術士建設部門（都市及び地方計画）
- c RCCM（都市計画及び地方計画）
- d RCCM（造園）

- ② 過去5年間（平成30年度～令和4年度）において、官公庁が発注した動物園（注）の実施設計業務を履行した実績を有する者であること。

（注）公益社団法人日本動物園水族館協会に加盟する動物園とする。

2. 総括責任者は原則として変更できない。但し、病休、退職等やむをえない理由により変更を行う場合には、

同等以上の技術者とするものとし、監督職員と協議を行うものとする。

第5条 照査技術者

受注者は本業務における照査技術者を定め、監督職員に通知するものとする。

照査技術者となるものは、次のいずれかに該当すること。（ただし、総括責任者との兼任は認めない。）

- a 技術士総合技術監理部門
- b 技術士建設部門（都市及び地方計画）またはR C C M（都市及び地方計画）
- c RCCM（都市計画及び地方計画）
- d RCCM（造園）

第6条 担当技術者

受注者は本業務における担当技術者を定め、監督職員に通知するものとする。担当技術者となるものは、次に掲げる要件を満たすものであること。

担当技術者①

過去5年間（平成30年度～令和4年度）において、官公庁が発注した動物園（注）の実施設計業務を履行した実績を有する者であること。

（注）公益社団法人日本動物園水族館協会に加盟する動物園とする。

担当技術者②

過去5年間（平成30年度～令和4年度）において、官公庁が発注した都市公園の実施設計業務を履行した実績を有する者であること。

第7条 諸手続

本業務の実施に伴い必要となる官公署等への諸手続は、監督職員の承諾を得て、受注者の責任において速やかに行わなければならない。

第8条 準拠する法令等

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、次の各号に掲げる関係法令等（最新版）に準拠して行うものとする。

- ① 都市計画法
- ② 都市公園法
- ③ 都市緑地法
- ④ 池田市都市計画マスタープラン
- ⑤ 第7次池田市総合計画
- ⑥ 池田市緑の基本計画
- ⑦ 池田市バリアフリーマスタープラン
- ⑧ 池田市グリーンインフラ推進計画
- ⑨ その他関係法令、通達、指針、条例、計画等

第9条 業務計画書作成

受注者は、契約後速やかに業務実施体制を整えて、業務上必要な資料収集をしたうえで業務計画書を作成し監督職員に提出するものとする。業務計画書には下記事項を記載するものとする。

- ① 業務内容
- ② 実施方針
- ③ 業務実施体制
- ④ 業務工程
- ⑤ 打合せ計画
- ⑥ 連絡体制（緊急時含む）
- ⑦ その他 監督職員の指示するもの

第10条 協議打合せ等

受注者は業務実施期間中において、発注者と打合せを綿密に行い、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

受注者は監督職員が求めた場合は、業務に関する打合せをしなければならない。

第11条 資料の貸与

本業務に必要と認められる資料は、協議により受注者に貸与するものとする。

受注者は、貸与された資料について責任を持って保管し、紛失、汚損等を生じないように十分注意するとともに、業務終了後、速やかに監督職員へ返却するものとする。

第12条 疑義

本仕様書に定めのない事項、また、その内容の解釈に疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と受注者が協議を行い、決定するものとする。

第13条 秘密の遵守

受注者は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、発注者の許可無く他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。

第14条 損害賠償

本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について、受注者は一切の責任を負い、発注者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、監督職員の指示に従うものとする。

第15条 個人情報の取扱いに関する基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利、利益を侵害することのないよう、個人情報の漏洩、滅失、改ざんまたはき損の防止その他の個人情報の適切管理の為に必要な措置を講じなければならない。

- ① 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

② 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理する為に個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

③ 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、目的外利用の為に個人情報を自ら利用し、または提供してはならない。

④ 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。

⑤ 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

⑥ 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏洩等の事案が発生し、または発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

⑦ 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、または受注者が収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後または解除後、速やかに発注者に返却し、または引き渡さなければならない。ただし、監督職員が廃棄または消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

第16条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新しなければならない。

第17条 提出書類

受注者は本業務を実施するにあたり、次の書類を監督職員に提出し、承認を得るものとする。

- ① 着手届
- ② 業務計画書
- ③ 総括責任者・照査技術者・担当技術者届及び経歴書
- ④ その他、本市が業務上必要と認める書類

第2章 業務内容

第18条 五月山動物園詳細設計にかかる検討

1. ウオンバット仮設獣舎の詳細設計

動物園獣舎の新設に伴い、施工中の受入れ施設としてウオンバットの仮設獣舎を計画しており、その詳細設計を行う。ウオンバット仮設獣舎は令和6年1月～3月頃の整備を想定している。整備時期や事業費を勘案した設計スケジュールを立案したうえで検討を行うこと。

1-1. ランドスケープ等基本設計

主な設計対象は仮設獣舎を含む仮設パドック（約 385 m²（獣舎：約 40 m²・パドック：約 345 m²））とし、詳細な業務実施項目は以下とする。

- ・各種設計条件、基準の細部検討
- ・諸施設の検討および設定
- ・基本設計図の作成
- ・概算工事費の算出
- ・基本設計説明書の作成

1-2. ランドスケープ等実施設計

主な設計対象は仮設獣舎を含む仮設パドック（約 385 m²（獣舎：約 40 m²・パドック：約 345 m²））とし、詳細な業務実施項目は以下とする。

- ・与条件の確認及び調査
- ・実施設計の検討
- ・実施設計図の作成
- ・数量計算書の作成
- ・概算工事費の算出
- ・実施設計説明書の作成
- ・照査
- ・撤去設計

1-3. 仮設獣舎建築詳細設計

主な設計対象は仮設獣舎（約 40 m²）とし、詳細な業務実施項目は以下とする。

- ・仮設獣舎詳細設計（意匠・電気設備・機械設備・構造）
- ・積算業務
- ・確認申請等
- ・照査
- ・撤去設計

2. 動物園全園の詳細設計

昨年度成果の動物園基本計画に沿って、動物園全体の詳細設計を実施する。事業スケジュールに従い工事

を分割発注することを想定しており、1 期工事（ウォンバットパドックおよび獣舎）は令和 6 年度内の整備を想定している。整備時期や事業費を勘案した設計スケジュールを立案したうえで検討を行うこと。

2-1. ランドスケープ等詳細設計

主な設計対象は全園（約 7500 m²）とし、詳細な業務実施項目は以下とする。数量は想定 の値を記載しており、設計内容によって変更があるものとする。

- ・与条件の確認及び調査
- ・実施設計の検討（ウォンバットパドック：約 1200 m²程度、エミューワラビーパドック：約 950 m²、その他動物パドック合計：約 900 m²、園路・植栽帯等：約 3700 m²）
- ・実施設計図の作成
- ・数量計算書の作成
- ・概算工事費の算出（建築含む）
- ・実施設計説明書の作成
- ・照査
- ・撤去設計

2-2. 建築実施設計

主な設計対象は全園の獣舎・展示施設・管理施設等の建築施設とし、詳細な業務実施項目は以下とする。数量は想定 の値を記載しており、設計内容によって変更があるものとする。

- ・獣舎詳細設計（ウォンバット獣舎：約 130 m²、エミューワラビー獣舎：約 110 m²、その他動物獣舎合計：約 230 m²）（意匠・電気設備・機械設備・構造）
- ・展示休憩施設詳細設計（ギャラリー：約 65 m²、農場休憩施設：約 50 m²）（意匠・電気設備・機械設備・構造）
- ・管理事務所詳細設計（管理事務所：約 160 m²（売店含む））（意匠・電気設備・機械設備・構造）
- ・撤去設計
- ・積算業務
- ・確認申請等
- ・照査

3. 仮設獣舎の設計検討

ウォンバット以外の飼育種のうち、動物園のリニューアル工事に際し仮設獣舎が必要な種について、仮設獣舎と放飼場に関する配置や規模、必要な設備、諸施設の形状等の概略の設計を行う。

4. 動物園の関連施設詳細設計

動物園全体設計の他に、下記関連施設の詳細設計を実施する。

4-1. 関連施設詳細設計

主な設計対象は全園（約：7500 m²）の展示等関連施設とし、必要な施設を検討の上で詳細設計を実施する。

5. 関係機関協議等

動物園詳細設計は、有識者や関係機関との協議内容を踏まえた上で実施する。また、住民に対して説明会やアンケート調査を実施して、計画の周知を行う。

5-1. 関係機関協議・有識者協議

回数は下記を想定しているが、必要に応じて追加すること。また、下記の渡航費用や有識者への謝金については仕様に含まれており、受注者が負担することとする。

- ・オーストラリアへの渡航、報告書作成費用（有識者＋担当者 3 名程度、現地滞在 5 日程度）
- ・関係機関協議および資料作成（4 回程度想定）
- ・有識者との協議および資料作成（10 回程度想定）
- ・オーストラリア関係機関への報告資料作成（4 回程度想定）

5-2. 住民説明会

- ・ウェブアンケート
- ・住民説明会（2 回程度想定）および資料作成

6. 打ち合わせ

初回、中間 5 回、成果物納入時、他必要に応じて打ち合わせを行う。
また、市関係部局との打合せに際しての資料作成を行う。

7. 報告書とりまとめ

業務内容ごとに業務報告書にとりまとめる。

- ・ウォンバット仮設獣舎設計に係る設計検討報告書
- ・五月山動物園再整備に係る設計検討報告書

業務報告書の構成は以下を基本とする。

報告書（A4 版ファイル綴じ製本） 各 3 部

電子媒体（CD 等データファイル） 各 3 部

図面（A3 版ファイル綴じ製本） 各 3 部

数量計算書 各 2 部

構造計算書 各 2 部

その他、発注者・受注者の協議で必要とされるもの 1 式

8. 調査等

8-1. 測量調査

五月山動物園詳細設計に係る測量調査を実施する。調査範囲について調査着手前に監督職員と協議の上、調査計画を立案した上で調査を実施すること。詳細な業務実施項目は以下とする。

- ・4 級基準点測量 9 点
- ・3 級水準測量観測 1.0km
- ・現地測量（1/250） 16,735 m²
- ・路線測量 0.2km（P=10m、W=45m 以上 75m 未満）

- ・排水路調査 1 式

8 - 2. 地質調査

五月山動物園詳細設計に係る地質調査を実施する。調査箇所について調査着手前に監督職員と協議の上、調査計画を立案した上で調査を実施すること。詳細な業務実施項目は以下とする。

- ・スクリーウエイト貫入試験 150m (50 箇所×3m)